

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更案に対する 意見募集（パブリックコメント）について

環境省環境再生・資源循環局総務課

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更案について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和5年4月21日（金）から令和5年5月22日（月）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

1. 意見募集の趣旨、目的及び背景

環境大臣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の2に基づき、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとされています。現行基本方針（平成28年1月環境省告示第7号）以降の廃棄物分野の取り巻く情勢変化等を踏まえ、この度基本方針の変更案を作成しました。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集を行います。なお、本意見募集は行政手続法に基づくものではない任意の意見募集です。

2. 意見募集の対象

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更案

3. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和5年4月21日（金）から令和5年5月22日（月）まで（必着）

4. 資料入手方法

インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口 [e-Gov]

5. 意見提出方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォームから日本語にて御提出ください。

※電話・FAX・郵便等での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6. その他

皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。

なお、頂いた御意見についての個別の回答は致しかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

御提出いただきました意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。ただし、御意見

中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害する恐れがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

御提出いただきました御意見等については、環境省の担当課室で共有させていただきます。

7. 問合せ先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省 環境再生・資源循環局 総務課

担当 黒部、森島 TEL: 03-5521-9268